

綾瀬市耕畜連携推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市農業の耕畜連携の推進を図り、農業者及び農業者団体（以下「事業者」という。）の経営を安定化させるために、事業者が行う事業の経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第1号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象事業及び補助率)

第2条 補助金交付の対象事業及びこれに対する補助金額又は補助率は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第3条 補助金交付申請書の提出は、事前申請を原則とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(決定通知)

第4条 規則第7条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第1号様式）によるものとする。

(申請の取下げ)

第5条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期日は、決定通知を受けた日から10日を経過する日までとする。

(計画変更等の承認)

第6条 補助金の交付決定を受けた事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は遅滞なく事業計画変更（中止）申請書（第2号様式）を市長に提出し、承認を受け、その指示に従わなければならない。

- (1) 補助対象事業費の一部又は全部の計画変更又は中止をしようとするとき
- (2) 補助事業が予定の期間内に完成する見込みのないとき
- (3) 住所（所在）又は氏名（名称）を変更したとき
- (4) 天災、その他不可抗力のため補助事業に損害を受けたとき

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項にいう市長の定める日とは、当該事業の終了後60日を経過した日又は当該事業年度終了後の5月20日のいずれか早い期日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業名称	補助対象経費	算定基準又は補助金額
(1) 飼料用米作付推進事業	飼料用米の耕作に要する経費	耕種農家 30円以内/kg（玄米）
	飼料用米の購入に要する経費	畜産農家 3円以内/kg（玄米）
(2) 機械化事業	飼料用米耕作に必要な機械、設備等の購入に要する経費	1/2以内 限度額400万円
(3) 種子購入事業	飼料用米専用品種の種子購入に要する経費	1/2以内
(4) 水田復元事業	飼料用米耕作を目的とし、荒廃した水田を復元するために要する経費	1/2以内

第1号様式（第4条関係）

綾瀬市耕畜連携推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付けで申請のあった綾瀬市耕畜連携推進事業補助金について、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条の規定により次の金額を交付します。

補助事業の名称	
補助金交付決定額	円
条 件	
指 示 事 項	

第2号様式（第6条関係）

事業計画変更（中止）申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者氏名

次のとおり事業計画を変更（中止）したいので、綾瀬市耕畜連携推進事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

補助事業の名称	
補助金交付決定通知額	円
変更（中止）理由	
添付書類	